

エディオン東京高裁判決

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所（審決取消請求）
【裁判年月日】 令和 7 年 9 月 12 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（行ケ）第 54 号
【事 件 名】 審決取消請求事件（エディオン東京高裁判決）
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 独占禁止法 2 条 9 項 5 号ロ・20 条の 6
【掲 載 誌】 公取委ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25640053

東京大学教授 滝澤紗矢子

事実の概要

平成 24 年 2 月 16 日、公取委（被告、Y）は、大規模に家電製品等の小売業を営む株式会社エディオン（原告、X）が、取引上の地位が劣る納入業者 127 社に対して、不当に従業員等を派遣させていた行為について、優越的地位濫用（独禁法 2 条 9 項 5 号ロ（以下、引用条文は全て独禁法）、平成 21 年改正法施行日前については旧一般指定 14 項 2 号）に該当し、19 条に違反するとして、排除措置命令（平成 24 年（措）第 6 号）を行うとともに、20 条の 6 に基づき、課徴金納付命令（平成 24 年（納）第 10 号）を行った。X がこれらの命令の取消しを求める審判請求を行ったところ、Y は、特定納入業者 127 社のうち 35 社に対する行為は優越的地位濫用に該当すると認められないなどとして、排除措置命令を変更するとともに、課徴金納付命令のうち 30 億 3228 万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す旨の審決（公取委審判審決令元・10・2 平成 24 年（判）第 40 号、「本件審決」）をした。ただし、本件審決は、違反要件の認定方法や課徴金額の算定方法については、基本的に審査官の主張を容れ、本件に先行して出された類似の事案に対する審決（とりわけ公取委審判審決平 31・2・20 平成 23 年（判）第 82 号〔山陽マルナカ〕、公取委審判審決平 31・3・25 平成 25 年（判）第 28 号〔ラルズ〕）と同様の判示を行った。

X が本件審決の取消しを求めて訴訟を提起し、出されたのが本判決である。

判決の要旨**1 優越的地位濫用規制の趣旨**

優越的地位濫用規制の趣旨は、「自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれがあるということが出来るからであると解される（ガイドライン第 1 の 1 参照）。」

2 優越的地位とその判断基準

上記趣旨に照らせば、優越的地位は、「行為者が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にあれば足りるものと解され、また、優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、行為者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方がこれを受入れざるを得ないような場合をいうものと解される（ガイドライン第 2 の 1 参照）。」

その判断に当たっては、「①行為者の市場における地位、②当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、③当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実（行為者との取引額、行為者の今後の成長可能性、取引の対象となる商品・役務を取り扱うことの重要性、事

業規模の相違等)を総合的に考慮するのが相当である。

また、取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には、当事者間の相対的な力関係が如実に反映されることが少なくないから、実際に取引の相手方が行為者による客観的に不利益な行為を受け入れている場合には、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に勘案して、行為者の優越的地位該当性を判断することが合理的である。」

3 本件従業員等派遣の不利益行為該当性

優越的地位濫用規制の趣旨を踏まえれば、「(2条9項5) 号口所定の行為(不利益行為)とは、例えば、従業員等の派遣要請に関して、従業員等を派遣する条件等が不明確で、相手方にあらかじめ計算することができない不利益を与える場合のもとより、従業員等を派遣する条件等があらかじめ明確であっても、その派遣等を通じて相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えることとなる場合等を指すものと解するのが相当である。」

Xと対象納入業者との間の取引は、そのほぼ全てが買取取引であるから、買取商品を契約の内容に沿って買主に引き渡すことで売主の義務の履行は完了するはずであり、買主の要請によって売主が自社の従業員等を派遣して本件のような作業に当たらせることは、「売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような合理性のない行為は、原則として不利益行為に当たる」。したがって、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣のために通常必要な費用を買主が負担するような例外事由があり、「上記の不合理性を払拭するような特段の事情がない限り、……不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。」

4 課徴金額の算定

日本機械保険連盟最高裁判決(最判平17・9・13平成14年(行ヒ)第72号)の課徴金制度趣旨に係る判示は、20条の6についても同様に妥当する。「このような制度趣旨に鑑みれば、事業者の1個の違反行為(優越的地位の濫用行為)につき相手方が複数ある場合における違反行為期間については、始期である『当該行為をした日』とは、複数の相手方のうちいずれかの相手方に対して最初の当該行為をした日をいい、違反行為期間

の終期である『当該行為がなくなる日』とは、複数の相手方の全ての相手方に対して当該行為が行われなくなった日をいうものと一律に解するのが相当である。そして、優越的地位の濫用行為が複数の相手方に対して行われた場合において、それが、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されたものと認められるなど、事業者の優越的地位の濫用行為として一体のものであると評価することができる場合には、全体として1個の違反行為がされたものとして、独占禁止法の規定を適用し、一律に違反行為期間を認めるのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の位置付け

平成21年独禁法改正により、優越的地位濫用に課徴金制度が導入された(2条9項5号、20条の6)。同改正法施行後の平成23年から平成26年にかけて、公取委は、5件の優越的地位濫用事件に対して命令を行い、全て審判で争われた(平成25年独禁法改正前の制度)。これら5件の最大の争点は、課徴金額の算定方法である。本件は、審理に時間がかかり、最後に出された東京高裁判決となった¹⁾。上告・上告受理申立てが行われており、唯一確定していない。

上記5審決のうち本件を含む4審決が東京高裁で争われ、本判決に先行して判決が出された。このうち実体要件を判断したのは、ラルズ判決(東京高判令3・3・3平成31年(行ケ)第13号)とダイレックス判決(東京高判令5・5・26令和2年(行ケ)第5号)である(まとめて「2判決」という)。どちらも公取委審決を維持したが、概ね、先に出たラルズ判決を、ダイレックス判決が、違反要件について踏襲しつつ、課徴金額算定に係る理由づけを絞り込んでいる。本判決は、ダイレックス判決とほぼ同内容の判示を行って、本件審決を是認した。

二 優越的地位濫用の規制趣旨

本判決(判旨1)は、2判決や本件審決と同じく、優越的地位濫用の規制趣旨について、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(公正取引委員会、平成22年11月30日、「ガイドライン」という)を引用して判示した。さらに、以下で見るとおり、違反要件の認定基準、考慮要素等についても、2判決や本件審決を踏襲しつつ、ガイド

ライン記載内容をほぼそのまま判示内容とした。

もっとも、2判決や本件審決と同じく、実際の判断対象は「相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するか」、すなわち相手方に対する直接的な搾取の弊害のみに集中しており、いわゆる間接的競争阻害は、本件審決において具体的に立証されていない。本件審決やラルズ判決に比べて、ダイレックス判決は、間接的競争阻害への言及を控えていたが、それを本判決も踏襲している。

三 優越的地位

本判決(判旨2)は、優越的地位の一般論、考慮要素ともに、ガイドライン第2の1・2を援用する。日本トイザらス審決(公取委審判審決平27・6・4平成24年(判)第6号)が採用して議論を呼んだ、濫用行為から優越的地位を推認する判断枠組みは採られなくなっているが、不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等も、本件審決同様、優越的地位を認定するための考慮要素としている。

当てはめにおいて、本判決は、相手方納入業者を考慮要素ごとに類型化して、優越的地位を認定している。この点も、2判決や本件審決と共通する。具体的には、(1) Xに対する取引依存度が大きい(10%~49%) 27社、(2) 依存度は高くないが取引先別の売上高の順位におけるXの順位が高い(一桁順位)59社、(3) これら2つの要素はないが、事業規模がXに比して著しく小さい6社である。

取引依存度が大きい、取引額が大きい、事業規模に差がある、といった要素だけで、優越的地位の認定基準である取引必要性は認められない。例えば、相手方にとって現時点でXへの取引依存度が高くとも、戦略的にそうしている場合もある。よって、かねて、判旨2③が挙げる取引先変更可能性が特に重要な要素である旨指摘されてきた。この点、本判決に対する第1の疑問として、取引先変更可能性の有無を、ほぼ専ら相手方納入業者に対するアンケートに依拠した本件審決を是認した点を挙げられる。確かに、相手方の視点から取引先変更可能性を判断する必要はあるが、アンケートへの回答は多分に主観的かつ一方的なものであろう。第2に、アンケート回答で自ら取引先変更可能性を肯定した相手方であっても、(1)~(3)を類別した各要素を中心とする他の考慮要素に基づき優越的地位を肯定した点である。これは、ガイドラインに挙げられた考慮要素の軽重を裁判

所が認識していないことによる。その結果、Xの主張への応答では、(1)~(3)を類別した各要素に当てはまれば、優越的地位が確定するような論理になっている。実際に取引先変更可能性を肯定するアンケート回答をしたのは、(2) 類型の納入業者であるが、(2) 類型は、Xとの取引による売上額が大きく主要な取引先であるものの、取引依存度は10%に満たず、4%程度未満の納入業者も数社存在する²⁾。大きな売上額を失うとなれば一時的な不利益はあろうが、取引先変更可能性の見通しがあれば、埋め合わせは可能だと思われ、取引必要性を認めたのは疑問である。

2条9項5号は、「相手方」の事業者性を要件としない。しかし、本判決は、先例と同様に、相手方とは「独立した法人格を有する個々の取引主体」として、本件審決を維持した。そして、全社的に見ればXに対する取引依存度等が小さくとも、当該相手方事業者の一部門にとっては依存度が大きい場合について、あくまでも相手方を事業者単位で見つつ、当該部門は、同事業者の経営全体の中で相対的に重要なものであったとして、取引必要性を認めている。当該部門が同事業者にとって相対的に重要でない場合の取扱いに疑問があるが、本判決は、本件で問題になった全てについて相対的に重要と評価している。

本件審決と同様に、相手方が優越的地位に立ち得るとしても、Xの優越的地位は直ちに否定されない旨が確認されている。

四 濫用(不利益行為)

公取委は、個々の相手方に対する行為を「不利益行為」と呼び、それら一連の行為全体を「濫用」とする構成を取るようになっており、本判決もその呼称を維持した。

不利益行為該当性について、本判決(判旨3)は、2判決と同じく、ガイドラインに表れた公取委の伝統的な考え方を一般論として示した。すなわち、相手方に、「あらかじめ計算することができない不利益」か、「相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的と認められる範囲を超えた不利益」を与えるか、という2つの観点を挙げる。そして、本件審決の採用した次の推認枠組みも、維持した。すなわち、本件のような買取取引において、売主は商品引渡しにより取引契約上の義務履行を果たしたはずだから、本件従業員派遣は売主にとって

通常合理性がない、したがって、前記2つの不利益の観点を覆す例外事由がない限り、原則として不利益行為に当たる。この推認枠組みは、ダイレックス判決が採用した一方で、ラルズ判決は採用しなかった点で、対比される。

五 課徴金額の算定

本判決は、20条の6の解釈、とりわけ違反行為期間の捉え方について、ダイレックス判決と同じ理由づけを述べて本件審決を維持した³⁾。すなわち、違反要件については相手方ごと個別に認定したものの、複数の相手方に対して一体的に不利益行為が行われた場合には、包括的に1個の違反行為と捉えることを前提に、違反行為期間を一律に認定した。その結果、解釈上最大限に高額となる課徴金額が算出されている⁴⁾。

1個の違反行為として捉える理由を、ラルズ判決は3点挙げていた。そのうち間接的競争阻害という理由づけについては、ダイレックス判決と同様に、本判決も触れていない。ラルズ判決が第2の理由とした20条の6括弧書きの文理について、ダイレックス判決も本判決も、複数の相手方に対する不利益行為を1個の違反行為と捉える趣旨の読み方を当然視するが、同条の読み方はそれほど一義的でないだろう⁵⁾。論拠の中心として紙幅が割かれているのは、日本機械保険連盟最高裁判決が示した課徴金制度の趣旨目的である(判旨4)。確かに20条の6についても、7条の2の場合と同様の課徴金制度の趣旨目的が妥当しよう。しかし、同判決は、当該事案の争点との関係で、違反行為によって不当な利得が生じている状況において、簡明な法定算定式から算出された課徴金額が、実際に得られた不当な利得額と一致しなくともよい、と結論づける理由として述べられたのであって、違反行為による不当な利得の発生を前提にしている。不当な取引制限に対する課徴金については、不当な利得が発生しない場合に課徴金を課することがないよう、法制度上及び解釈上の工夫が施されている⁶⁾。これを踏まえて、最高裁は、簡明な法定算定式の要素に係る解釈を事案ごと個別的に変更して不当な利得額に近づける必要性を否定したに過ぎない。よって、違反行為による不当な利得が存在しない場合については、同判決の射程外になり得るし、課徴金額の算定が容易な法解釈の採用を同判決が根拠づけ得るわけではない。

本判決の支持した課徴金額算定方法(「本算定方法」という)には、独禁法の課徴金制度の基本原則に関わる2つの問題がある。第1に、比例原則である。独禁法上の課徴金は、違反行為を抑止するための行政制裁として、実際に得られた不当な利得額と一致はしなくとも、これに比例した金額を課すよう規定していると説明され、そのように解釈されてきた。本算定方法は、違反行為期間中に特定の相手方に対して一時的にでも優越的地位濫用が認められれば、その前後に当該相手方には不利益行為が長く行われないうなど、厳密に見て違反要件を満たさない、または、当該相手方との関係で不当な利得が発生しない期間があっても、違反行為期間全体について当該相手方との取引額も課徴金額の算定基礎とされる。本件でも、課徴金算定期間中、一度も従業員等派遣をしていない納入業者の存在が指摘されている。この点、「(複数の相手方に対する)行為を包括して1つの違反行為ととらえて一律の算定期間を認定した場合に過剰な徴収となるおそれは、算定率の設定段階で解消して」というと説明されるが⁷⁾、裏付けが認められず、疑問である。第2に、行為者の行為に組織的・計画的・一連一体性があるかどうかによって、課徴金額が激変することである。独禁法上、行為者の不当な利得は、具体的弊害と連動するものと認識され、課徴金額算定に反映されてきたところ、行為者の行為態様とどう関係するのか。課徴金額算定における公取委の非裁量性という基本原理を揺るがす問題も指摘されている⁸⁾。

●—注

- 1) 白石忠志「優越的地位濫用をめぐるエディオン東京高裁判決が提起する重要論点」NBL1317号16頁図表1参照。
- 2) 先例と比べても論理的にも低すぎることが指摘される(白石・前掲注1)18～21頁参照)。
- 3) ダイレックス判決までの分析につき、詳しくは、滝澤ほか編著『優越的地位濫用規制の現在地と新展開』(有斐閣、2025年)54～62頁〔滝澤〕参照。
- 4) 白石・前掲注1)24～26頁参照。
- 5) 白石・前掲注1)26頁参照。
- 6) 不当な利得発生時のみに課徴金を賦課する趣旨で、対価要件が設けられ、「実行期間」が算定され、「当該商品又は役務」の解釈が展開されている。
- 7) 山崎＝幕田監修『論点解説 実務独占禁止法』(商事法務、2017年)257～259頁〔山口＝黒澤〕。
- 8) 白石・前掲注1)25～26頁参照。